

平成 22 年 1 月 13 日

各 位

ユー・エム・シー・ジャパン株式会社  
代表取締役社長 李 光 興  
( J A S D A Q ・ 6 9 3 9 )  
問合せ先  
経理部ジェネラルマネージャー 方 洪敏  
電話 0470-23-3121

## 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 1 月 13 日開催の取締役会において、当社定款の一部変更及び当社による当社の全部取得条項付普通株式（下記「I. 1. (1) 変更の理由②」において定義いたします。）の全部の取得について、平成 22 年 2 月 18 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を保有する株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### I. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更について

##### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件（1））

###### (1) 変更の理由

平成 21 年 12 月 15 日付当社プレスリリース「当社株式等に対する公開買付けの結果並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」等においてご報告申し上げますとおり、アルファ・ウィズダム・リミテッドは平成 21 年 10 月 29 日から平成 21 年 12 月 14 日まで当社の発行済普通株式（ただし、当社の保有する自己株式を除きます。）及び新株予約権等を対象として公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成 21 年 12 月 21 日の決済日をもって、同社の完全親会社であり当社の親会社でもあるユニテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション（以下「UMC」といいます。）の保有株式と併せ、当社普通株式 899,018 株を保有するに至っており、その総株主の議決権の数に対する所有割合は 94.8%となりました（平成 21 年 12 月 21 日における当社の発行済株式総数 998,140 株から当社が保有する自己株式数 49,696 株を控除した株式数 948,444 株に係る議決権数を基準に算出しています。）。

アルファ・ウィズダム・リミテッド及び UMC（以下総称して「UMC 等」といいます。）は、アルファ・ウィズダム・リミテッドが本公開買付けに係る公開買付け届出書及び平成 21 年 10 月 28 日付プレスリリース等において表明しておりますとおり、UMC 等が当社の発行済株式の全て（ただし、当社が保有する自己株式を除きます。）を取得（以下「本完全子会社化」といいます。）することを企図しております。当社といたしましても平成 21 年 10 月 28 日付当社プレスリリース「アルファ・ウィズダム・リミテッドによる当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」等においてお知らせしておりますとおり、本完全子会社化により、当社はより柔軟かつ迅速な経営基盤を構築することができ、ひいては将来の技術開発、適時・適切な設備投資や経営資源の配分を通して生産能力が強化され、当社の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーに持続的な利益を提供できる好機になると考えております。

以上を踏まえ、当社では以下の方法により、UMC 等による当社の完全子会社化手続を行うことといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、A種種類株式を発行する旨の定め等を新設いたします。
- ② ①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいい、以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。
- ③ 会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって株主の皆様から当社の全部取得条項付普通株式全て（自己株式を除きます。）を取得し、当社は株主の皆様に対して、当該取得の対価として全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式99,890分の1株を交付いたします。この際、UMC等以外の株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は1株未満の端数となる予定です。また、割り当てられるA種種類株式が1株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第234条の定めに従い、最終的には現金が交付されることとなります。

定款一部変更の件（1）は、上記事項①を実施するために必要な定款変更をご提案するものです。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。

## （2）変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。なお、定款一部変更の件（1）に係る定款変更は、定款一部変更の件（1）が承認可決された時点から効力を生じるものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現行定款  | 定款一部変更の件（1）に係る変更案   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、360万株とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> | <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、360万株とし、<u>このうち普通株式の発行可能株式総数は310万株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は50万株とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（A種種類株式）</u></p> <p><u>第6条の2 当社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式99,890株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>第3章 株主総会<br/>(新設)</p> | <p>第3章 株主総会<br/>(種類株主総会)</p> <p><u>第16条の2 第12条乃至第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> |
|--------------------------|--|

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件（2））

(1) 変更の理由

全部取得条項に係る定款一部変更の件は、上記「1. (1) 変更の理由 ②」でご説明した定款変更として、定款一部変更の件（1）による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式の全てに全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、定款一部変更の件（1）における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を99,890分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前述のとおり、UMC等を除く株主の皆様に対して割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

本議案につきましては、本臨時株主総会に付議するほか、会社法第111条第2項第1号の規定により、本種類株主総会に付議いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。なお、定款一部変更の件（2）に係る定款変更は、定款一部変更の件（1）が原案どおり承認可決されること、定款一部変更の件（1）に係る定款変更の効力が生じること並びに本臨時株主総会及び本種類株主総会において本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成22年3月26日に効力が生じるものといたします。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| <p>定款一部変更の件（1）に係る変更後の定款<br/>(新設)</p> | <p>定款一部変更の件（2）に係る追加変更案<br/>(全部取得条項)</p> <p><u>第6条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を99,890分の1株の割合をもって交付する。</u></p> |
|--------------------------------------|--|

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

全部取得条項付普通株式の取得の件は、上記「1. (1) 変更の理由 ③」でご説明した全部取得条項付普通株式の全部取得に係る手続として、会社法第171条並びに定款一部変更の件（1）及び定款一部変更の件（2）による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、定款一部変更の件（1）による定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を交付するものです。

また、当該交付がなされるA種種類株式の数については、取得日（下記「2. (2) 取得日」において定められます。以下同じ。）の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様に

対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を99,890分の1株の割合といたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、前述のとおり、UMC等を除く株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主様に対する割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、法令に定める手続きに従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件として、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てA種種類株式をUMCに対して売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に12,500円（アルファ・ウィズダム・リミテッドが本公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

## 2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

### (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得の対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条並びに定款一部変更の件（1）及び定款一部変更の件（2）による変更後の当社定款に基づき、取得日において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を99,890分の1株の割合をもって交付するものといたします。

### (2) 取得日

平成22年3月26日といたします。

### (3) その他

全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において定款一部変更の件（1）及び定款一部変更の件（2）が原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において定款一部変更の件（2）が原案どおり承認可決されること並びに定款一部変更の件（1）及び定款一部変更の件（2）に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものであります。なお、その他必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

## 3. 上場廃止について

定款一部変更の件（1）及び定款一部変更の件（2）並びに全部取得条項付普通株式の取得の件が承認可決された場合には、当社普通株式は、ジャスダック証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成22年2月18日から平成22年3月18日までの間、整理銘柄に指定された後、平成22年3月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

### Ⅲ. 本定款一部変更等の日程（予定）

上記本定款一部変更等の日程（予定）は以下のとおりです。

|  |                      |
|--|----------------------|
| 本臨時株主総会及び本種類株主総会に係る基準日公告               | 平成 21 年 12 月 16 日（水） |
| 本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日                   | 平成 21 年 12 月 31 日（木） |
| 本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議           | 平成 22 年 1 月 13 日（水）  |
| 本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日                   | 平成 22 年 2 月 18 日（木）  |
| 種類株式発行に係る定款一部変更（上記Ⅰ. 1.）の効力発生日         | 平成 22 年 2 月 18 日（木）  |
| 整理銘柄への指定                               | 平成 22 年 2 月 18 日（木）  |
| 当社普通株式の売買最終日                           | 平成 22 年 3 月 18 日（木）  |
| 当社普通株式の上場廃止日                           | 平成 22 年 3 月 19 日（金）  |
| 全部取得条項に係る定款一部変更（上記Ⅰ. 2.）の効力発生日         | 平成 22 年 3 月 26 日（金）  |
| 全部取得条項付普通株式の取得（上記Ⅱ.）及び A 種種類株式交付の効力発生日 | 平成 22 年 3 月 26 日（金）  |

以上